

# 新潟市障がいのある人も共に生きるまちづくり条例施行規則

## 目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 条例推進会議（第2条—第8条）
- 第3章 助言又はあっせんの申立て等（第9条—第13条）
- 第4章 調整委員会（第14条—第21条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規則は、新潟市障がいのある人も共に生きるまちづくり条例（平成27年新潟市条例第49号。以下「条例」といいます。）の施行に関し必要な事項を定めるものとします。

## 第2章 条例推進会議

### （組織）

第2条 条例第8条第1項に規定する条例推進会議（以下「条例推進会議」といいます。）は、委員24人以内で組織します。

2 条例推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。

- (1) 障がいのある人
- (2) 医療、保健、福祉、教育、交通又は雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者
- (3) 障がいのある人又はその家族その他の当該障がいのある人を支援する者が組織する団体を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

### （委員の任期）

第3条 条例推進会議の委員の任期は、3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 条例推進会議の委員は、再任することができます。

### （会長及び副会長）

第4条 条例推進会議に会長及び副会長各1人を置き、条例推進会議の委員の互選によりこれらを定めます。

2 会長は、条例推進会議の会務を総理し、条例推進会議を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた場合又は会長に事故がある場合は、その職務を代理します。

### （会議）

第5条 条例推進会議の会議（以下この条及び次条において「会議」といいます。）は、会長が招集します。

2 会議は、会長（会長が欠けた場合及び会長に事故がある場合は副会長。次項において同じです。）を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができません。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによります。

（意見の聴取等）

第6条 条例推進会議は、特に必要があると認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求める、意見を聞くことができます。

（庶務）

第7条 条例推進会議の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理します。

（委任）

第8条 この章に定めるもののほか、条例推進会議の運営に関し必要な事項は、条例推進会議の会長が条例推進会議に諮って定めます。

第3章 助言又はあっせんの申立て等

（助言又はあっせんの申立て）

第9条 条例第10条の規定による助言又はあっせんの申立てをしようとする者は、別記様式第1号による助言（あっせん）申立書を市長に提出しなければなりません。

- 2 前項の規定にかかわらず、障がいのある人（視覚障がいである場合に限ります。）は、前項の申立書に代えて、当該申立書に記載すべき事項を点字で記載した書面を提出することができます。
- 3 第1項の申立て（前項に規定する書面による提出を含みます。次項において同じです。）には、当該申立てに係る障がいのある人について、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の写しその他条例第2条第1号に規定する障がいのある人であることを証する書類を添付しなければなりません。ただし、当該書類を添付することが困難であると市長が認めた場合又は差別を行ったとされた事業者が助言又はあっせんの申立てを行う場合は、この限りではありません。
- 4 市長は、第1項の申立てがあった場合は、これを誠実に処理し、処理の経過及び結果を当該申立てをした者に通知するものとします。

（助言又はあっせんの報告）

第10条 条例第16条第1項に規定する調整委員会（以下「調整委員会」といいます。）は、市長から条例第12条第1項の規定により審議を求められた場合において、助言若しくはあっせんの必要がない、又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないと認めたときは、速やかに、助言又はあっせんを打ち切るよう市長に報告しなければなりません。

- 2 市長は、前項の報告に基づき助言又はあっせんを打ち切った場合は、関係当事者に對しその旨を通知するものとします。

（勧告）

第11条 条例第13条の規定による勧告は、当該勧告の内容及び理由を記載した書面により行うものとします。

（公表）

第12条 条例第14条の規定による公表は、次に掲げる事項を、市公報に登載するとともに、必要に応じ市長が適當と認める方法により行うものとします。

- (1) 勧告に従わない者の住所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地）
- (2) 勧告に従わない者の氏名（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (3) 勧告の要旨
- (4) 勧告に従わない事実
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

#### （意見陳述の機会の付与手続）

- 第13条 条例第15条本文の規定による通知は、意見の聴取を行うべき期日までに相当な期間をおいて、別記様式第2号による意見陳述機会付与通知書により行うものとします。
- 2 条例第15条本文の規定による通知を受けた者（以下この条において「当事者」といいます。）は、病気その他やむを得ない理由がある場合は、市長に対し別記様式第3号による意見陳述期日等変更申出書により意見陳述の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 3 市長は、前項の規定による申出により又は職権で意見陳述の期日又は場所を変更することができます。
- 4 市長は、前項の規定により意見陳述の期日又は場所を変更した場合は、速やかに、その旨を別記様式第4号による意見陳述期日等変更通知書により当事者に通知しなければなりません。
- 5 条例第15条に規定する代理人は、各自、当事者のために、意見の陳述に関する一切の行為をすることができます。
- 6 前項の代理人の資格は、別記様式第5号による代理人選任届出書を市長に提出して証明しなければなりません。
- 7 代理人を選任した当事者は、当該代理人がその資格を失った場合は、その旨を別記様式第6号による代理人資格喪失届出書により市長に届け出なければなりません。

### 第4章 調整委員会

#### （組織）

- 第14条 調整委員会は、委員11人以内で組織します。
- 2 調整委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。
- (1) 障がいのある人
  - (2) 医療、保健、福祉、教育、交通又は雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体を代表する者
  - (3) 障がいのある人又はその家族その他の当該障がいのある人を支援する者が組織する団体を代表する者
  - (4) 学識経験者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

#### （委員の任期等）

- 第15条 調整委員会の委員の任期は、3年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 2 調整委員会の委員は、再任することができます。
- 3 市長は、調整委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は調整委員会の委員に職務上の義務違反その他調整委員会の委員たるにふさわしくない非行があると認める場合においては、これを解嘱することができます。

#### （会長及び副会長）

- 第16条 調整委員会に会長及び副会長各1人を置き、調整委員会の委員の互選によりこれらを定めます。
- 2 会長は、調整委員会の会務を総理し、調整委員会を代表します。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けた場合又は会長に事故がある場合は、その職務を代理します。

#### （会議）

- 第17条 調整委員会の会議（以下この条及び第19条において「会議」といいます。）は、会長が招集します。

- 2 会議は、会長（会長が欠けた場合及び会長に事故がある場合は副会長。次項において同じです。）を含む過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができます。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによります。
- 4 調整委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身上に関する事案又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事案については、その議事に参加することができません。ただし、調整委員会の同意がある場合は、会議に出席し、発言することができます。
- 5 調整委員会の助言又はあっせんに係る審議は、公開しません。

（秘密を守る義務）

第18条 調整委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

（意見の聴取等）

第19条 調整委員会は、特に必要があると認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができます。

（庶務）

第20条 調整委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理します。

（委任）

第21条 この章に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、調整委員会の会長が調整委員会に諮って定めます。

附 則（平成28年規則第26号）

この規則は、平成28年4月1日から施行します。

附 則（令和8年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行します。（令和8年1月9日）

助言（あっせん）申立書

年　月　日

（宛先）新潟市長

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記の事案を解決するため、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例第10条の規定により、助言（あっせん）の申立てをします。

記

1 差別を受けたとされる者

住所

氏名

2 差別をしたとされる者

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

3 事案の概要

4 求める措置の内容

5 その他参考となる事項

意見陳述機会付与通知書

第 年 月 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例第15条の規定により  
次のとおり意見を述べる機会を付与します。

予定される公表の内容	
公表の根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
意見の陳述の期日	年 月 日 時 分から
意見の陳述の場所	

備考

- 意見の陳述の期日に出席して意見を述べ、資料を提出することができます。
- 意見の陳述の期日には、代理人を出席させることができます。その場合には、代理人選任届出書を提出してください。
- やむを得ない理由がある場合には、意見の陳述の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 意見の陳述の期日に出席する際には、この通知書を持参してください。

問い合わせ先

別記様式第3号（第13条関係）

意見陳述期日等変更申出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則第13条第2項の規定により次のとおり意見の陳述の期日（場所）の変更を申し出ます。

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例第15条の規定による通知の日付及び番号			年 月 日 第 号
変更申出事項	変更前	期日	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更希望	期日	年 月 日 時 分から
		場所	
変更申出の理由			

備考

- 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。
- 2 不要な文字は、横線で消してください。

意見陳述期日等変更通知書

第 年 月 日  
号

様

新潟市長 印

次のとおり意見の陳述の期日（場所）を変更したので、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則第13条第4項の規定により通知します。

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例第15条の規定による通知の日付及び番号			年 第 月 日 号
変更事項	変更前	期日	年 時 月 日 分から
		場所	
	変更後	期日	年 時 月 日 分から
		場所	

別記様式第5号（第13条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

当事者

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

次の者を代理人として選任し、意見の陳述に関する一切の行為を委任したので、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則第13条第6項の規定により届け出ます。

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例第15条の規定による通知の日付及び番号	年 第 月 日 号
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者との関係	

代理人資格喪失届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

次のとおり代理人がその資格を失ったので、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例施行規則第13条第7項の規定により届け出ます。

新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例第15条の規定による通知の日付及び番号	年 月 日 第 号
代理人の住所	
代理人の氏名	